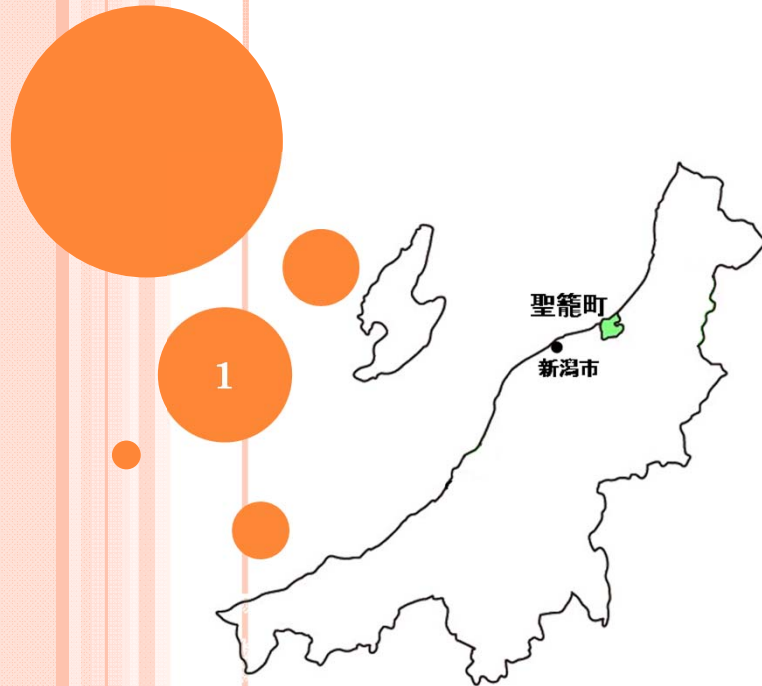


平成26年5月16日 地方分権改革有識者会議ヒアリング資料

# 「分権がもたらす豊かさ」とは



せいろうまち  
新潟県聖籠町

聖籠町長

渡邊廣吉

「個性を活かし自立した地方をつくること」



「住民が享受できる豊かさ」

「豊かさ」＝・自然 ・生活の利便性  
・医療、福祉、介護、教育の充実



何を選択するか

独自のまちづくり

都市と地方＝都市部・農村部・中山間地  
場所によって地理的、財政的条件が違う



特に町村は多種多様で求める分権も多様

一律移譲に限界感



- ・人材不足
- ・財政悪化

提案制度、手挙げ方式は有効な手段



町村は規模が小さく、行政形態も多様  
一定の広がりを持つことは難しい



個別案件ごとに検討が必要



住民が望むまちづくりへ  
スピード感

例① 個別事案がまちづくりに大きな障害と  
なっている事例

昭和38年 拠点港－新潟港東港区開発開始

昭和45年都市計画決定－市街化・調整区域の線引き



40年以上経過し、この間

役場庁舎、総合施設(体育館・文化会館・公民館)、  
保健センター、診療所等町公共施設の町中心部へ移設  
同エリアを町の中心市街地促進エリアに位置付け

地理的状況は大きく変わった

宅地造成による住宅  
地の需要



市街化区域の変更



スピード感をもった対応  
ができない



大臣の同意・県の許可  
(ハードルが高い)

まちづくりが遅れる

このような事例は何処でもあるものではなく、  
めずらしい事例



「手挙げ方式」の一つとして  
個別事案としての対応を望む

## 例② 「提案募集方式」の導入による制度改革提案

都市計画法開発許可制度における地方公共団体が行う開発行為の制度適用除外

都市計画法の改正 (H18.5.31公布 H19.11.30施行)



開発行為等への規制強化